

## 川西市教育委員会職員の懲戒処分等について

令和3年3月26日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった保育所職員は、自宅に持ち帰っていた個人情報を含む書類を家庭ごみとして収集場所に出した。近隣住民が、自宅横の空き地とその前の溝に散乱していた書類を拾い集め、保育所に届けたことで、本事案が発覚した。収集場所に出した書類等は私物を含め、紙袋2つと段ボール箱1つであった。近隣住民により回収された書類は家庭ごみとして出した書類等の一部分（紙袋約1つ分）であり、書類が散乱していた原因は不明である。その後、当該職員宅に教育委員会事務局職員が同行訪問し、個人情報を含む資料等保育所関係の書類（段ボール箱10箱（平成9年度～令和元年度の資料））を回収した。

懲戒処分の対象となった職員は、公文書の取扱いに関する再三の注意喚起があつたにもかかわらず、持ち帰りが恒常化しており、その後処分方法に困り、個人情報があると認識しながら、市が収集する家庭ごみとして廃棄したものである。このことは、職務上の義務に違反する行為であつた。

#### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
教育委員会子ども未来部	一般職員	40歳代(女性)	R3.3.26	減給1箇月(給料月額 の10分の1)

#### 3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
教育委員会子ども未来部	部長級	50歳代(男性)	R3.3.26	文書訓告 (管理監督責任)

【問い合わせ先】  
教育推進部教育総務課  
電話 072-740-1242